

# 令和6年4月1日の規制区域指定時点で施工中の工事について 届出が必要です！



## 工事等の届出について

大阪府では令和6年4月1日に府域全域（政令指定都市・中核市を除く）を盛土規制法の規制区域に指定し、運用を開始します。

令和6年3月31日以前に工事着手し、運用開始以降も以下の盛土等を行う場合については、工事主は、**運用開始日から21日以内（令和6年4月22日まで）**に宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）第21条第1項又は第40条第1項に基づく盛土等に関する届出が必要です。

- ▶ 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- ▶ 土石の堆積（一時的な堆積）
- ▶ 旧宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成（都市計画法の開発許可を取得しているものも含む）

注意：旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び旧宅地造成等規制法の許可を受けたもの及び許可を要しない工事に該当するものは除きます。

## 届出対象となる規模

### 【土地の形質の変更（盛土・切土）】

①盛土で  
**1m超**  
の崖を生ずるもの

②切土で  
**2m超**  
の崖を生ずるもの

③切土及び盛土で  
**2m超**  
の崖を生ずるもの  
(①、②を除く)

④盛土で高さ  
**2m超**  
となるもの  
(①、③を除く)

⑤切土又は盛土をする面積が  
**500㎡超**  
となるもの  
(①～④を除く)

### 【一時的な土石の堆積】

①堆積の面積が  
**500㎡超**  
となるもの

②堆積の高さが  
**2m超**  
かつ面積が  
**300㎡超**  
となるもの  
(①を除く)

### 届出に必要な書類 (正1部・副2部)

- ①届出書様式 ②位置図 ③地形図
- ④現況図 ⑤土地利用計画図
- ⑥造成計画平面図 ⑦造成計画縦断面図
- ⑧土地の求積図 ⑨盛土・切土の求積図
- ⑩土量計算書
- ⑪他法令許可書の写し・工事写真等

## 届出の窓口

大阪府（政令指定都市・中核市・権限移譲をしている区域を除く）における宅地造成及び特定盛土等規制法の工事等の届出は、工事主が、府知事に対して行ってください。届出書の提出先は次のとおりです。

| 申請所在地                                                         | 申請窓口                           |                                         |
|---------------------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------|
|                                                               | 森林区域が含まれる場合                    | 森林区域が含まれない場合                            |
| 池田市、茨木市(市街化調整区域) 箕面市(市街化調整区域) 摂津市、島本町、豊能町、能勢町                 | 環境農林水産部<br>北部農と緑の総合事務所 みどり環境課  | 都市整備部 住宅建築局<br>建築指導室 審査指導課<br>(市町村経由の上) |
| 守口市、大東市、柏原市、門真市、四條畷市、交野市                                      | 環境農林水産部<br>中部農と緑の総合事務所 みどり環境課  |                                         |
| 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市<br>大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村               | 環境農林水産部<br>南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課 |                                         |
| 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市(市街化調整区域)<br>高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町 | 環境農林水産部<br>泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課  |                                         |

※森林区域について・・・森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林（民有林）の区域及び同法第七条の二第一項の規定によりたてられた森林計画の対象とする森林（国有林）の区域

大阪府における盛土規制法に係る手続きの流れ、必要書類、技術基準等については  
右のQRコードから大阪府HPにアクセス頂き、ご確認ください。  
【大阪府HP：宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事許可制度】  
[https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\\_shinsa2/morido/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa2/morido/index.html)



大阪府  
HP